

## 第一節 明治維新

### 1 戊辰戦争と郷土

#### 戦運急

開国論と攘夷論、尊王か佐幕か、国内世論は段階的に発展し、尊王論の勢力が京都を中心として、いよいよ優勢になると、ここに非常手段に訴える暴力集団が常に横行する不隠な状態になっていた。反徳川の態度をかかげる西南地方の諸大名間の事情は、発生条件の差があったりして、様々な危機がありながらも、大義名分の上の一致は動かなかった。

將軍徳川慶喜は慶応三年（一八六七）十月に意を決して、將軍職を辞退して政権の座からおりていた。けれども、二六〇年にもわたる幕政に慣れ切っていた全国の諸大名に、新しい京都政権の力が及ぶには、未だに弱く、政情不安、社会不安は深まるばかりであった。翌四年正月三日、前將軍慶喜が、薩長の横暴を憎んで朝廷に奏問するため、幕軍一万五千と共に大阪から京都に向った。途中鳥羽伏見で薩長と交戦の上敗れると、事態は急速に進展して官位、領土とも剥奪された。このころ上杉は一千の兵を率いて大阪に向っているが、途中福島から引返している。京都では新しい政府が組織され、「廣く會議ヲオコシ万機公論ニ決スベシ」の、五ヶ条の御誓文からなるものを出したのが三月である。軍事的には前將軍と会津討伐を令し、各地に鎮撫總督を任命して、派遣するのが正月中であった。会津を討伐するのは、幕府の命で京都の警備に当り、鳥羽伏見戦で、幕府の先鋒軍を務めたからである。

米沢中将

其藩会津隣境に付仙台人数繰込次第先鋒且教導致し、来月十日迄に可討入事

〔米澤市史〕

鎮撫総督府からの命令は、すでに三月中に米沢に来ていた。「宮さん 宮さん」の軍歌と共に東進した政府軍は、四月には江戸城を落して大勢は決していた。領主上杉は、止むなく会津討伐に参加することを決める。

戊辰戦争・維新戦争は、以上の段階から当地方と関りを持つて来る。「御上落ニ付、村々<sup>江</sup>差出候夫方之分、相渡候給銭」〔滝野村文書〕〔御用願書留帳〕は、この二十日迄で納めるようにとの代官所達しが、浅立村から北の村々の肝煎に届いたのは、二月十二日のことであつた。

以回状達候、然ハ商人共之内より当時之形勢或ハ御国<sup>并</sup>諸藩之風許いたし、随<sup>而</sup>京、大阪、江戸其他諸方口申越候由、相聞不届之至候、以来事之有無真偽ニ抱らつ、決<sup>而</sup>申越間敷候、右達えもの相聞候ハ、（以下毀損）〔前掲文書〕

代官所から浅立村以北一二ヶ村への達しは、辰ノ三月中にも来ている。当時は生糸その他の商売で、上方に出張する者がおり、江戸や京坂地方の軍事情勢を、風聞として伝える者があるための処置である。

以回状相達条、右ニ付時勢日増切迫戦争同前ニ舞懸り、御軍御改革兵賦御仕立御沙汰ニ付、在々壮丁之者相撰、来ル七日迄可被書上候事

一御役屋付総<sup>而</sup>五拾人前後外無之、何変之節一方え防戦無覚束事ニ候、依之最寄之郷村免許直支配有志之者、砲術仕込其御役屋々に<sup>而</sup>、調練仕組置可申御沙汰ニ付、是又壮丁者相撰同日迄可被書上候事〔同文書〕

四月四日の代官所達しである。同日に荒砥御役屋御附用者から、村々の免許直支配の者は五日五ツ半（午前九時）まで、御役屋大広間へ出頭すべし、の達しがあつた。また昨日三日の代官所達しには、先に御借り上げを令達しておいた金額を、この十五日迄「可差出候」とあつた。これには追文があつて、金額が集まらない場合、集金した分だけでも十六日迄届けるように、残り分は追々で差し支えないとしている。この令達に限らないが後文に、「廻状時付ニ

シテ村々順、留村方可相返候」は、回状を受取つた時刻を明記して隣村に回し、最後の村はそれを代官所に届ける方法である。尤も急用の場合は、直接村々の肝煎宅へ早駕籠で来たという。そして駕籠は、到着村で次の村まで人足で運ばなければならなかった。

やんさ送ればまた来るやんさ、今年しあやんさの当り年〔長井村郷土誌〕

「やんさ」とは、駕籠掻き労務者の掛声の擬音語でもあろうか、緊迫した当時の空気は一つの偶謡からも窺える。なお免許百姓らの農兵創設について、御役屋々々とあるので、鮎貝役屋にも同様の回状があつた筈で、後日高岡地区に於いて調練した、との伝えがあることでも知られる。

以回状申達候、然者此度鎮撫使御下向并会津御追討ニ被仰出等ニ付、事実も不訳只々雑話いたし、不心得もの於有之而嚴重御吟味可被仰付旨被仰出候間、不心得無之様可申達候、此旨申達候、且回状早々順達留村方可相返候、己上〔滝野村文書〕

命令によつて雑話を禁じられても、非常の事態になれば生命も財産も、保障されることのない民衆は、ただ不安におのきながら情報を求めるほかなかつた。

一五足ツ、 家懸 草鞋

右ハ大急御備被 仰出候間

六拾九 大繩 浅立村中山村迄

拾丸 中〃

右者大急御用ニ付、前断右之通ニ被 仰出候間、此段相心得早速順達留村 可相返候 以上

四月六日

御代官所〔同文書〕

代官所からの通達は連日である。加えて如何に大急ぎであつても、「御用」の至上命令がついてあつた。他方、領

内に敵方間者の潜入を恐れて、旅泊・往来宿のある所へは、嚴重の警戒を村役に命じ、村内から他国生れの者を追出すための調査では、十王二人、滝野一人、萩野八人、中山一人、大瀬七人、佐野原二人、下山村五人としてゐる。今度は軍夫の徴発が来た。「綱木沢迄玉葉留具持夫」は、浅立村から中山村迄の九ヶ村は二人ずつ、川下四ヶ村で三人の都合二二人で、「只今夫揃二付」村役同道出頭の達しである〔前掲文書〕。綱木口への輸送は会津進攻のため、同月二十四日のものである。

以書付御届申上候事

今般御軍役御改革二付、免許直支配次ニ小前中之有志丁壮之者、砲術訓練仕組置可申様御達奉畏、免許直支配小前無残御沙汰、申所、有志丁壮之者一村中ハ無御座候、且三役之者一統御用定役ニ御座候間、諸事御軍役御除ニ被成度奉願候、此段御届申上候、己上〔同文書〕

免許直支配ら農兵の徴募があつた翌五日に、滝野村では右の届を出しているが、他の村々では如何様であつたものか、戦局は会津討伐では名分が弱く、緊迫感もそこ迄いかなかったためと思われる。

こうした中で、奥羽と越後方面に戦局の進展は余りなかつた。米沢・仙台では専ら会津赦免の嘆願が、精力的に進められており、会津に対しては、極力謝罪を進めていた時である。然しこの画策は、成功することはなかつた。会津は条件に不満があり、鎮撫総督からは「熟覧の処、朝敵不可容罪人に付」として、嘆願が返却されたのが閏四月十九日である。これが奥羽の諸大名らの憤激するところとなり、同盟を結んで抗戦する決意を固め、戦局は急に一転することになる。個人の動静が歴史を変えるのは常にある事であるが、この度は総督参謀世良修蔵が、当時庄内方面に働いていた総督と参謀へ出した密書、「仙台米沢を初め奥羽を皆朝敵として酒田沖に軍艦を廻して、陸海からの挾撃によつて、過根を除くべし」を、伊達家臣らが発見し、激怨の余り福島の宿舎に彼を捕縛して斬つた。これが陰の大き

な原因となっていた。

戊辰戦争は国内戦争であり、私闘でもある。奥羽地方は受身であるため、大義名分の弱さがあり、諸大名の動きに曲節があれば、戦局には急激な変化が生れるため、全体をよく把握するのに容易でないものがある。特に守勢である場合その感が深い。

戊辰戦争と郷土の主題は、特別なものがある。置賜郡の最北にあって他領境の黒鴨・栃窪・高岡・大瀬・中山・滝野の六ヶ村に番所を持ち、荒砥、鮎貝両御役屋と山口新地、同八ヶ森、その他にも多くの在番士が在駐している限り直接の関係にあったからである。然し残る資料が多くないため、全体的な資料は『米澤市史』から、地方文書は滝野公民館蔵「諸御用願書留帳」〔慶応四年二月〕〔明治二年二月〕から、既述の分と共に引用の主になる。戦争の影響は武士が直接であるのに、資料として残るものは極めて少ない。

奥州列藩同盟の結成に、時間はかからなかった。同盟書前文に「公明正大の道を執り、合心協力上皇室を尊び（中略）宸襟を安んぜんと欲す」とあり、条文の中に「漫リニ百姓を労役愁苦に堪えざらしむる勿れ」〔『米澤市史』〕ともあった。列藩同盟は政府軍に抗戦するものではなく、加盟二四藩が共生を誓ったものである。盟主を仙台に決めており、この頃上杉は会津討伐から手を引いて、兵を解散している。こうした時に、鶴岡の酒井は三河以来の徳川譜代であり、背反の天童の織田と交戦を開くようになる。

### 防備、農 兵、軍夫

総督府から天童救援の命令を受けた上杉方は、庄内酒井の罪状が明確でないとして、直ぐには応じなかつたところ、今度は副総督護衛を命じて来たのが、閏四月二十日であった。この時すでに上杉

方は、国境各所に出兵していた。郷土の要所に配置されたのは、黒鴨口桜孫左エ門幸盛、栃窪口山吉七郎右エ門盛真、大瀬口桜井清七郎義路、中山口桐生丈右エ門秀直、滝野口石井次郎右エ門貞幹の顔触れであった。上杉兵の一部は山

形、楯岡から新庄に進んだ。新庄には同時に庄内・山形・上ノ山兵も進んだので、副総督は不隠の形勢を察して秋田に去った。そして、途中から上杉兵の護衛兵派遣を拒んでいる。

以廻状申達候、今日御城下方御境固御役人数五捨斗御出ニ付、当村にて昼御賄差上申候事ニ御座候、萩野口、滝野口<sup>江</sup>御手わけニ相成候、依之三役御衆中村境々々<sup>江</sup>御案内被遊候<sup>而</sup>可然と奉存候、此段申上候、己上  
閏四月廿三日  
石 那 田 村

宛名は十王村両下・萩野村・滝野村・中山村で、前述の村山出兵と月日が符合する。当時の兵制は三〇人を一小隊、一〇小隊を一大隊としたから、二小隊の行動であつたに違いない。これより以前村々からは数人の若者が、軍夫として、多方面に派遣されていた。それに農繁期を迎えた村では、不安の中にも農作業に取り組んでいた。そして、

以覚書御届申上候事

当村田植今日迄無滞植仕廻申候、右御届申上候 以上

慶応四ノ閏四月廿七日

御代官所

御両所宛ニシテ

御出役様

瀧野村 肝煎

肝煎は型通りの報告すると、不安と多忙の中に一つの安らぎを覚えた。

対庄内のための行動が、小康の段階に達していたころ、白河口では同盟軍が苦戦していたので、応援軍を出発せると共に、越後方面で重大な戦局を迎える。越後長岡領主は親徳川方ではあるが、執政の進言で中立を表明していた。

総督方はこれを許さず陥落させる事から、奥羽列藩同盟と行動を共にするようになる。戦局は戦線を拡大しながら彼

我一勝一敗を保って、容易に決することはなかった。そのうちに白河が危機に直面する。平、相馬の同盟藩も援軍を求め、北進することになる。全く四面楚歌の中にあつたと伝える。

この頃村々へは火薬製造のための青・苧・から・の供出、「塩焔（火薬）製御用錢」のほか、  
 以書面申達候、然者其村方木割人足五人ツ、日割之通可為相詰候 以上

として六月八日に、「南十王村、但壺人毎鑄（まさかり）持参、九日北十王村、十日滝野村」と塩焔御役場の達しがあつた。

一 式人 滝野村 一 四人 萩野村 一 式人 中山村  
 右者最上表江夫方ニ仰付候間、明日中村役同道差出可申候 御 代 官

これは七月二日のもので、又三日の達しに、新庄表への出張が長期にわたっている、軍夫たちの小使錢・衣服も差し支えの者があるから、送付希望があれば七日迄受け付けるといふのもあつた。

先に村々の免許直支配、また有志に対して、砲術調練希望の者を募つたが、滝野村では皆無であると報告すると共に、村役は職務があるので除外の願ひも書添えていた。然し、「至急ニ迫リ四民隣江御出勢、此節御人数不足当惑」になれば、農兵組立の責任が、代官所から郷村出役に代る。又、御役屋からは砲術調練指導の通達が、六月の初めごろから来ている。ついに、

右村々江申達候、肝煎三役共勝手を唱ひ、調練江不罷出村々有之候ヲ以テ、御役屋様御腹立ニ付今日も取懸可申候、只今

二相成候<sup>而</sup>ハ其村々ニ<sup>而</sup>教示相受候<sup>而</sup>もよろしき儘ニ相成候間、承々無油断取掛可申候、尤三役共此節ニ至リ候<sup>而</sup>ハ、無寸隙是ハ無是非次第二付、子弟二<sup>而</sup>不苦候間返す々々も、四刻より取掛可申候、乍末筆此段申入候

「右村々」は何ヶ村であるのかは不明であるけれども、自分勝手の理由から、砲術訓練に参加しなかった村が多く、最後は強硬にならざるを得ない状況になっていたのである。滝野村には一五名が列記されていた。内、年長の者は五十四才、四十三才と四十二才もいた。年少では十三才一人、十六才二人、十七才二人で、残りは壮年者である。

戊辰戦争は国内戦であるだけ、その影響は人的、生産上に於いても直撃的である。四面に敵を迎えては、他より家臣の絶対数が多くても、不足をみるのは当然であった。また農兵の徴募も時運の然らしむる所であったけれども、参加の人数は多く不明である。滝野村での一五人、深山村は一七人の覚書がある<sup>〔深山区有文書〕</sup>。畔藤村町下では紺野家文書に、二四名の列記がある<sup>〔萩野中山口御国番相勤候人数書上帳〕</sup>。農兵徴募の対象を免許百姓としており、免許者の数は村の大小に比例するものでなく、功績者・物品献納者も免許百姓であるから、村に公共事業などがあれば自然と多かった。農兵は免許百姓だけでは不足したものが、七月二十日の荒砥御附馬上、御附用人らの通達に、銀右エ門子（南十王）、元助子（滝野）、幾弥子（中山）と平百姓も対象になっている<sup>〔滝野村文書「諸御用書留帳」〕</sup>。

同五月中ヨリ十二ヶ村之免許二百人余農兵御仕立ニ付、且又教授方相務申候、右農兵、元、享、利、貞、四隊ト成シ、貞隊萩野村三十余之隊長司令官被御申付相務罷有申候<sup>〔「南波家文書」山形大「学附属郷土博物館蔵」〕</sup>

明治四年の記録であり、多少の誇張はあっても、荒砥御役屋支配の広野村以北で二〇〇人とすれば、当町全体からは四、五百人もの農兵になる。

中山地区の宇南松は古くからの領境で、今も郡境になっている所である。そこに、村山郡の築沢から山辺方面に通



じる本道があった。すぐ隣部落は、東摂待である。一本の小川を郡境にして、中山の方は所によって一〇メートル近い急傾斜が走っていた。この自然の地勢を利用して防塁を築いたのが、戊辰戦争の時であった。築塁について広野村から北の村々肝煎に、初めて通達があったのは七月二日である。「築立ニ付御普請奉行出張」するから、近隣の村から三人ずつ出て、間道も藪道も案内するように申付け、なお不心得のないようにとあり、〔滝野村文書「諸御用書留帳」〕代官所からのものである。次に、

以回状申達候、然者東北御境通り要害御手落之処江、砲壘御築立ニ付此至急之御時節ヲ相考、御境近郷之者共御手伝致様被仰付候

但御役屋附藩士江も御手伝ニ仰付候間、此段可致承知候〔前掲文書〕

この留書は月日を欠いているが、追いかけるように通達されたと思われる。十二日になって明俵あき三〇五俵、中縄五、一〇〇尋ひらの供出令が滝野村に来ている。中縄の長さは、十七人の工程である。これらは各村へも割り当てられたものと思うが、明俵へは土を詰め土俵にして運搬し、更に所定の場所に積んで壘を築いたと考えられる。一俵を五ヶ所結ぶのに一〇尋を必要とするから、このように大量の縄となったものであろう。

萩野中山口御境通土居穴築申ニ付、其村方御手伝明後廿日、当村肝煎表江四時詰左之通

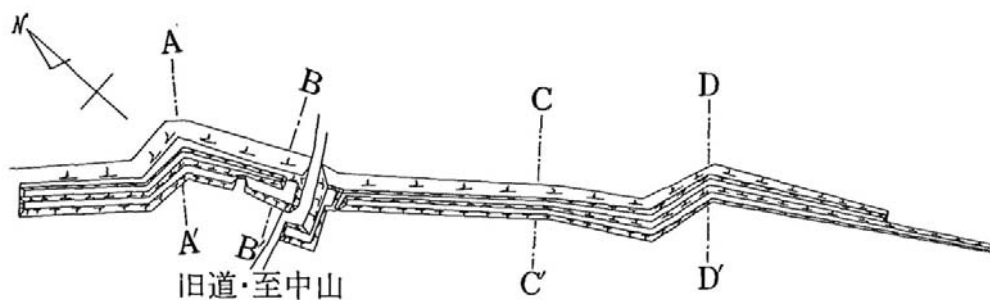
七月十八日

一 五拾人 滝野村

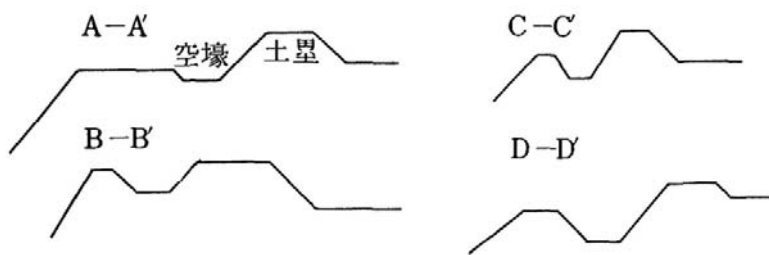
但シ村役人壱人ツ、付添、唐鋏なた鋏之類持参可有之候〔同文書〕

郡 割 所

滝野村の戸数（文政十年、一〇二戸）の、半数ほどの割り当てになる。同村へは八月一日にも出されているが、村一統とのみあって数の記載はない。然し二回では一戸一人ほどになったと考えられる。広野村以北荒砥郷の全戸数は、



第1図 中山土塁跡平面図



第2図：中山土塁跡断面図

前記の文政度で一、二五〇戸程である。全工事はたしかに一、〇〇〇人以上を要した程、規模の大ききがある。現在見られる規模と構造の平面と断面は、第1・2図の通りで、道路上は枡形に構築されている。全長は上手の方で破壊が多少あったと考えられるが、三〇〇メートルにも及んでいる。一ヶ所、塁を低くして石を敷き、三方に石を積んだ砲

塁と云われる個所もある。ここから東南に僅か離れた所にも、土塁と思われるものが残っているが、この大工事は完成したのち、一度も使用することなく戦争が終った筈である。祖先たちの労苦は無益となったが、それは幸福なことであった。

越後方面の戦闘が一進一退の後、同盟軍は不利に陥ると益々困難な戦局となって、退却を重ねることになる。中条豊前秀賢が大隊長となって越後口に向ったのは、五月朔日であったが、中条家中である山口新地衆も加わったことは当然である。一行二〇人、鎚持一人、旗一流、内五名は軍夫であった。新保茂左エ門・同鹿蔵・西吉弥・内山吉衛・長谷川与七・江花与惣太・漆山駒次・漆山右近・青木勝弥・吉村久蔵らが新地衆であり、軍夫の一人に広野村与惣次がいた〔小国町史〕。

七月十日、秋田・新庄の同盟離反が明らかになり、鮎貝御役屋将本庄大和昌長を総督として進発させる。これには荒砥御役屋御附馬上の鈴木栄次も随ったから、配下である八ヶ森足輕組の郷土兵は多く出征

した。新庄から院内に向った本庄軍は、黒森峠の嶮阻を頼んだ秋田兵と暁天のころ会戦した。この時鈴木栄次配下の松田泰助は、まだ十六才の若冠であったが、隊長の許しを得ると、明け方の黒森の嶺に、敵将が馬上から我方を睥睨へいげいしているのを認め、鉄砲を取り上げるとねらいを定め、「南無八幡大菩薩」を念じて発砲した。一発で見事に命中した。直逆様に落馬するのがはっきり見えた。味方の喊声かんせいは山や谷にこだまして鳴りも止まなかったと、隊長鈴木栄次が書き残した。この会戦は本庄軍にとって記念すべき大捷であったから、画工に当時の模様を写させて一幅に仕立てた。後年、本庄氏が鮎貝を離れる際当地に残し、現在常安寺に伝えられている。

有屋村二而

大滝弥惣右衛門

以幸便申上候、我ハ最上表出陣後無別儀罷在候、御一統様ニ而茂無御替、先以而珍重ニ存候、然処新庄表十四日晚より焼打ニ相成候処、城下不残焼失、戸沢家不残秋田江逃失候処、米沢庄内仙台山形天童始として、秋田表江御發行様子ニ而、本庄様始山崎村と云駆ニ御出陣被居候、廿五日の合戦ニのそき峠と云所ニ於、庄内勢と打合に相成候処、秋田勢大敗軍ニ而、のそき峠の陣屋ハ不残焼捨ラレ、其上分捕候処ハ大砲壱挺小筒壱挺、首五ツ生取壱人、庄内勢益勢ひ盛にして、御徒峠かち迄追詰候由ニ御座候、先合戦の様子ハ味方の勝利と存居候得ハ、此程御安心被下度候、拙者共ハ秋田境有屋村ト申処ニ相堅居候共、仲間一統無事ニ罷在候間御安心被下候、然処出陣砌り御一類方に御餞別添仕合ニ奉存候、此程厚御礼申上候、先は下手の長文句皆々様御被見の上、一笑可被下候、余の帰陣の節方々可申上候、以上

七月十六日

〔大滝家  
 文書〕

八ヶ森足輕組本宿在住の大滝氏が、故郷の親類にあてた陣中通信である。分捕の中に首五ツともあり、戦争とはこころでも悲惨である。なお追伸として、

猶々申上候、着類の儀ハ筒袖綿入袴ツ、外ニ股引袴ツ足袋袴足金子、此品早々送り被下候様偏ニ御願申上候、外ニ何ニても無用の品ハ決<sub>而</sub>、不送様奉順上候、以上<sub>書同文</sub>

戦線の拡大と緊迫につれて、村々には毎日のように新しく差し迫った通達が来た。軍夫の徴発は早くからあったので、都合により交替の必要もあつた。「越後見附宿<sub>江</sub>差替、風呂敷ニて交代（替）夫差立申候、依之」という関所通判を書き、また所属すべき隊頭下秀丸の用人に対して、前任三人の帰還を要請し、交替の「右三人御召使被下置度」<sub>「諸御用願書留帳」</sub>と書いたのは、七月二十八日である。八月になると福島県下の同盟諸藩が敗北したため、領内に敗残の者にまぎれ、敵間者が侵入するのを憂慮して取り締りを厳達している。

以廻状申達候、然者先達仕組置候農兵大急相登セ候様御厳達、随<sub>而</sub>諸国不審之者入込候様相図、万一間者等有之候<sub>而</sub>ハ御国家大切之御場合<sub>ニ</sub>付、村々厳重相改不審之者召捕候様、此段申達候、以上  
八月三日  
御代官所<sub>「滝野村文書」</sub>

越後方面の戦況は、打撃を受けて日に日に敗戦を濃くしており、八月十日を過ぎた頃は、国境までも撤退しなければならなかつた。敗軍となつては物資の補給は、後方を頼るほかなく、「春中相備候わらんじ不足相成」として、郷中一戸五足の割り当てが八月九日に来ている。又、

送り候事  
一 鎗 五丸  
右村々無滞足軽屋敷迄、可被相達候、以上  
八月八日 出キ

鮎貝家中  
南  
求馬<sub>「同文書」</sub>

は、秋田口本庄軍が、南に転戦するためのものであったと考えられ、村継ぎの輸送方法で石那田村迄としてある。

**前 降 伏 の 後** 戊辰戦争を経験した上杉藩の立場は、複雑である。奥羽列藩同盟の主唱に加わりながら、中立を装って、鎮撫総督の依頼うけて出兵したが、態度に鮮明を欠くため、副総督から護衛を拒否さ

れた事もある。それから、徹底して抗戦の主導の役割を果たした。結局、八月十九日に降伏勧告書を越後の前線で見取るのは、督将大國筑後らであった。上杉藩は降伏後、仙台藩への勧降に成功し、会津へも働きかけているが成功を見ず、九月になれば会津討伐に協力することになる。会津降伏は九月二十二日であるが、庄内討伐が決定して出陣するのが九月十八日、鮎貝御役屋将本庄大和昌長は、またも大隊長として出陣しているから、在番の家中也多く従つたと考えられる。戦闘は寒河江川を挟む激闘があり、六十里越に向っているが、二十七日には西郷隆盛の鶴岡入城となり、奥羽の戦争は完全に終ることになる。

以上のように、降伏しても完全な終戦とはならなかった。第二の戦闘参加が始まるため、村々が静かになる筈はなかった。

覚

一 家懸五足ツ、 わらんじ

先日相達候一戸壺足ツ、此内ニ候

右者此節官軍大勢繰込ニ相成候ニ付、極大急御入用ニ候間、一同六ヶ敷候儀只今有合分早急御代官所相納、残ハ追々可相納候尤もわらんじ壺足三拾五文ツ、ニ被成下、御年貢続方ニ相成候間、精々作らせ可相納候 以上

九月十四日

御 代 官 所 〔帳〕諸御用願書留  
 滝野村文書

一方深山村では農兵・軍用夫の徴募によって、農業経営に破綻を来たすほどの労働力を奪われ、次のような願書を代官所に出している。

以書付奉願上候事

当村百姓六拾五戸ニ御座候処、其内農兵式拾七人、夫方四人相勤罷有申候処、去ル十三日小国沼沢村江式拾七人、御代官所江六人、人足差上置申候処、折々早駕籠杯参り候得者、農兵之者女共ニ而相送り、其外黒鴨柄窪御固方人足相当り申躰ニ而、何分とも致方無御座候内、木之実為取方御達ニ相成候得者、右沼沢村江参居候人足、御免被成置度奉願候、何卒願之通り御叶被下置候様、偏ニ奉願上存候、以上〔深山区有文書〕

長百姓二人、欠代二人と、肝煎が連署で提出したのは、九月の中旬である。この方面でも、御番所が常に固められていた様子がわかる。又、この村では軍用として松明たいまつ三〇三本、草鞋・馬沓ともに三〇三足の常備があつたとしていゝ。村々への通達は、戦況に依じて、間断なくあつた。「鉛払底候、買入茂六ヶ敷」として、鉾山へ督促して「十歩一」の役金は取らず、なお高値段での購入も約している〔前掲文書〕。横越地区曰ヶ沢の附近小白沢の鉛鉾は、戊辰の時、藩吏を出張させて掘り、軍用に当てた〔米澤市史〕が、現存する資料はない。「以回状申達候」は連日である。直接軍事に關係するものばかりではない。塩の不足に対しては、非常時に際しての指示、また絹糸の集荷が進まずにいるが、今度は早急に持参せよと云うものもある。前記草鞋一足三五文は米値に比較すると、一日の工程で米一升ほどにもならない異状さにあつた。

官軍繰込ニ付宿々江詰夫申達、夫々相詰候内猥ニ村方江逃返り、或ハ大義を厭ひ目軽荷物等、私ニ背負候もの有之不屈之至ニ候、依之以来其宿々江相詰居候様、御役江相伺願不差出内逃返り、又ハ私ニ軽目之荷物背候もの於有之ハ、家懸人足五日詰切之過怠人足申付候間、此旨篤と相心得小前々々江懇ニ申付、不心得無之様可致候、此段申達候、以上

九月十三日

御代官所

〔前掲文書〕

敗色が濃くなれば軍規が乱れて、勝手に帰村する軍夫、また軽量の軍需品を窃盗する軍夫が続出したことであろう。戦争とはいつも同じであることを、思い起させるものがある。

所謂官軍が、当地方にどれほどの人数を送り込んで来たか不明である。たとえあったとしても少ないために、伝えも記録もないものと考えられる。浅立村の念仏碑は巨大なものであるが、官軍の悪戯によって倒されたという伝えが聞かれる。

南なぼ会津はあら馬だてもサ、さ（薩摩）づまぐつわでコラサノサ、しめでをぐどサツサ。越後（共）ともとしてしば（新発田）たにまいサ、猫（頭巾）にづきんでコラサノサ、しりひこみだど サツサ。会津だまして正内（庄）つふしサ、あとで仙台コラサノサ、だま（庄）しうちだ サツサ

これは、衣袋家文書「官軍歌ふし留本」であるが、明治二年認むの記入がある。同家は以前からの免許百姓であるから、記録には見えなくとも農兵として狩り出された事は確かである。その時、直接、間接に耳にしたものの記録であろう。都合十首を載せてあるけれども、表記は地方語発音をうつしており、難解なところも多い。尚、写すにあたって囃言葉を片仮名にかえたのは、視覚上の効果をねらったものである。歌謡の韻律はどのようなものであったのか、勿論知る由はない。次に当時連日のように伝達された回状の中から、主なものの概要を既出の滝野村文書から、順序を追って列記する。

九月十四日、官軍入込のため石高割金の通り至急人足を、三〇人十王、一五人萩野滝野、一〇人石那田村

十五日、作事屋足軽無人に付、七〇人ばかり壮年を選んで、各村は十七日迄申告

十六日、兼而追々御触達も有之、承知も有之候筈、此度官軍御繰込二付、彼是悪説を申唱ひ候者相聞、不屈至極（下略）

同日、浅立二〇人、広野七人、畔藤二〇人、十王一九人、五人滝野萩野中山、五人佐野原下山正部、村々方夫方申達候

十八日、連日の人足供出で村々は難渋と思うから、雑用費を村高割に支払い、但農兵正式の人夫を勤めない者は、村平均に勤める事

十九日、官軍繰込并諸方江御出勢候二付、夥敷草鞋御入用二付先日一戸五足を割り当てたが、これからは毎日二足ずつ作るように。

二十日、此度多分草鞋御入用ニ付、老戸ニ付式足ツ、毎日、今日から請合う誓書を代官所に出す。同日、形勢切迫であるから農兵に屯所詰め申達、今になって彼是不服を唱えるものは、吃度被仰付候筈、萩野村は中山へ一時も早く出勤すること、また中山村は勿論である。御役屋御附用人から馬場・十王・滝野・萩野・中山各村への達しがあった。

二十三日、夥敷人足御入用ニ付八人馬場萩野両村、七人石那田滝野両村

また同日、

覚

一 四拾人

人足

右之通柴田様御通行ニ付、右人足明廿六日明詰ニ而無間違、御差出被下度奉願候、以上

九月廿三日

小滝問屋

小 関 吉左エ門

滝野村肝煎への通知である。

三日後にまた、

以書面得御意候、然者時勢柄今日方弾薬数千駄入込候間、明廿七日人足割合御達左ニ申上候

一 三拾人

滝 野 村

一 五拾人

萩 野 村

右割合御達之通申上候間（下略）

庄内討伐軍が、西国の軍隊と共に米沢を出たのは十八日である。上杉茂憲を先鋒とし、本庄大和昌長が大隊頭であった。宮内から小滝の通過は十九日で、二十日未明には村山郡長崎に進撃している。右の二つの文書から思うに一部の物資は、小滝―滝野―萩野を通過して村山郡に出る必要があったものであろう。弾薬数千駄とは、驚くべき数字である。

二十八日、「以回状申達候、然者御買上わらんじ沢山ニ相成候間」は、鶴岡落城と同日であるから、いよいよ村々に



平和が訪れたことになる。

御降懐中之此節御家中ハ不及申ニ、町在々末々迄質素ニ相慎罷有候ハ勿論之事ニ候処、時日之久方自然相怠リ候も有之候哉、近来夜分通行之折小歌くゝなき候者など有之、又ハ赤湯小の川遊興、入湯之者有之哉ニ相聞、以之外之事ニ候、此節引揚之官軍頻りに通行も有之候処、万一右等之儀咎等ニ相預リ候<sup>而</sup>ハ（下略）

代官所から各村への通達は、十月二十八日のことである。最後は政府軍に協力しても、賊軍の扱いであったから、領主が謹慎しているので、領民迄も要請されていた事がわかる。

戊辰戦争の終結は東北の方ほど遅く、九月八日には明治と改元されていた。この年は戦後の処理にいろいろ多用であり、そのほか「松川筋大破、廣野浅立田水堰欠落」ち、復旧には村切りでは不可能な工事であるから、手伝い人足と共に、明俵七〇俵、中縄九〇〇尋、大縄二一〇尋の差出要請が、滝野村に十月中旬、下旬に来る程であった。また「絹糸如何致哉旨伺出」たが、従来庄内表で交易していたのが形勢が一変したので、勝手次第に売買して差し支えないという達しは、九月の末日に来ている。

其村免許之もの一日たりと御国、又は屯所<sup>江</sup>相詰候もの、耆人も無残此仁分可被書出候、此段申達候 以上  
辰ノ十月廿四日 御 附 用 人 前掲  
文書

これに対して滝野村は、一八人であることを申告した。これは各村共に該当したと思われるが、資料の残る村は少なく、僅かに深山村一七人、畔藤村（町）二四人だけを知り得る。農兵の出動先は各地であつたらしく、「御城下登ニ被仰付罷登申候処、庭坂固」の者もあり、畔藤村二四名は全部中山口だけで、八月十七日より十月十二日迄となつているが、この長帳<sup>〔紺野家文書、明治三年十一月「秋野」中山口御国番兵相勤人数書上帳〕</sup>の表紙裏に次の貼付文書がある。

第1表 軍用夫方出役(滝野村)

方面	人数	附記
越後	33人	5月4日～6月4日(1人)
〃	58人	〃 ～7月10日(1人)
〃	73人	〃 ～7月5日(1人)
白川往来	40人	6月2日～7月15日(1人)
〃	68〃	〃 ～8月1日(1人)
〃	68〃	〃 〃 (1人)
越後	66〃	6月1日～8月9日(1人)
〃	66〃	〃 〃 (1人)
〃	100〃	6月28日～8月1日(2人)
〃	45〃	7月15日～8月9日(1人)
李平	46〃	8月4日～9月9日(1人)
新庄越後	30〃	7月26日～8月3日(2人)
城下庄内	510〃	9月16日～ (15人)
会津	151〃	9月24日～10月24日(7人)
領内	15〃	
会津	123〃	2年1月30日～3月10日(6人)
計	1,414人	

- 一 八月十七日方十月十二日迄詰切ニて有之間敷、何日代リニシテ何日出張と銘細ニ書上可申事
- 一 隊頭も誰と書出可申事
- 一 日数何程有之哉是又相印可申候
- 一 三十日式分之御手当頂戴致儀頂戴ニ候ハ、書出可申事

三〇日二分の御手当は、両替八貫(一両)文以上の時であり、四貫以上となっても、米にすれば一斗程度である。

以書面申達、然ハ明後十六日荒砥御役宅ニおゐて、村々農兵中諸方江番兵廻勤相勤候者、随而残番ニ而御用相勤もの都而無残御賞御酒被成下候間、右刻いさ、か無遅御袴大小ニ而相詰候様為可申達如斯ニ候、以上前掲文書

この通達があつたのは、翌明治二年(一八六九)十一月中旬のことであつた。

軍用の人夫は戦闘終結後も徴されており、翌年になつても止まなかつた。滝野村は一応これまでの分を整理して書上帳を作成して、代官所に出したのは二年の三月である。それを纏めると第1表のようになる。出発の日時は、戦況の動きと合致しているのが見え、出役した人数は一ヶ所不明であるが、三六人となつており、延人数は一、四一四人である。

組織的な軍事行動には、前線の軍隊を越える非戦闘員が必要で、維新当時、軍夫・夫方と呼ばれた要員が徴募された。上杉

藩が遭遇した戊辰戦争は、戦線の広さが、福島県中部から、新潟県の中中部、北は新庄方面と庄内方面に拡大したことがあり、前線に限らず領境いの警備も重大であるため、驚くほど龐大な数の非戦闘員が、必要であったと考えられる。従って地方の古老は、徴募の経験を語り伝えもしたが、現在はそれも消え去ろうとしている。戊辰戦争に当地方の人々が徴用された記録は、前出の滝野村の文書と、高玉村（西）の「人足鬮順番面附」〔蚕桑村〕がある。滝野村では慶応四年五月四日から、翌二年三月十日迄の間に三六人で延べ一、四一四人が、越後・白河・会津・新庄と、ほか米沢及び領内で服務している。一人で最も期間の長いのは七三日で、六八日（二人）、六六日（二人）などである。軍用夫方の徴募は勿論村への割り当てであるが、滝野村では、全戸数の三〇パーセントが徴募に応じたことになる。この村で実際服務したのは、専ら小農民であった。一方、高玉村（西）を見ると、資料の標題が示すように、抽選によって順番を決めている。この村に割り当てが来たのは遅く、そのうち最も早く服務しているのは、九月中旬からとなっている。出張先は米沢・板谷・綱木・沼沢・小国・小松であったのは、西軍に降服後が多かったからである。抽選による服務は、各戸の持高（資産）と如何に係したものでか、第2表はその内容をみたものである。持高と徴募の軍夫とは相関関係がなく、重要であったのは、家族の中の稼働力であったと考えられる。割り当ては平均であったものか、戦後、過不足を調査し、金銭によって操作している記録が、同文書にある。なお高玉村（西）で軍夫に応じたのは、五人を数え、延人員は一、四五八人となる。一戸平均にすれば、二〇人程度になるが、服務出張していない家も二五パーセントほどある。戊辰の年（慶応四）は薄雪とあり、寡雪の年であった。梅雨期は低温で雨が多く、青苧作に腐敗が出、稲作も不作で、翌年に飯米不足の家が続出し、滝野村では備蔵の備荒米と、有志の者が抛出して米を配付した記録がある。天候不順と共に、農兵・軍夫の徴募による労力不足が、更に不作に輪をかけたものであろう。

第2表 軍用夫方出役高玉村(西)

番号	人 名	石 高	人足 人数	番号	人 名	石 高	人足 人数
		石 斗 升 合				石 斗 升 合	
1	利 劔 院	1、0、6、		36	捨 七	25、7、1、5	22
2	茂左衛門	32、5、3、9	26	37	孝 吉	26、6、4、9	26
3	軍 次	22、9、7、5	18	38	傳 七	18、0、3、8	24
4	佐 助	19、6、0、9		39	猪 捨 次	50、5、2、7	
5	市 之 助	9、9、0、5	26	40	権 次 郎	14、2、5	
6	捨 吉	31、4、1、6	24	41	虎 之 助	17、5、7、7	
7	伊左衛門	18、5、3、3	26	42	喜右衛門	22、3、2、3	23
8	善左衛門	21、8、6、3	36	43	萬右衛門	13、0、1、6	33
9	弥 士	19、2、7、2	27	44	孫 太 郎	17、4、2、1	17
10	仁左衛門	2、9、4、5	21	45	磯右衛門	22、8、0、5	
11	彦左衛門	25、7、1、6	21	46	平 藏	20、5、8、1	
12	留 五 郎	3、1		47	浅右衛門	32、9、0、9	
13	三 助	19、8、8	30	48	弥 五 助	28、6、5、6	37
14	三 次 郎	22、9、4、8	42	49	長 助	35、7、2、4	25
15	卯 兵 衛	44、9、6、1		50	藤左衛門	31、8、5、7	24
16	小 次 郎	26、5、4、3	23	51	茂 七	17、2、1、2	45
17	伊 助	13、2、2、5	28	52	茂 助	33、6、6、1	
18	与右衛門	35、4、9、9	21	53	清 吉	22、6、0、1	24
19	久 吉	9、1、8、6	30	54	小 太 郎	43、3、7、4	
20	三 太 郎	14、6、4	36	55	茂 兵 衛	30、6、7、5	
21	栄 次	25、5、9、3	26	56	与 次 郎	31、6、6、1	44
22	利右衛門	13、8、9、3	26	57	儀 助	10、6、5、7	19
23	文 藏	26、7、8、3	18	58	佐 捨 次	22、8、7	33
24	捨左衛門	8、8、5、8	19	59	民 藏	20、0、6、6	26
25	佐 保 吉	1、8、5		60	小 三 次	25、2、4、1	23
26	茂 平 次	27、4、8、2		61	忠右衛門	40、9、9、2	
27	文 助	10、8、3、8		62	源右衛門	34、6、7、8	26
28	小左衛門	29、4、2、3	36	63	勝 四 郎	19、3、8、8	
29	小 源 次	7、8、4		64	左 吉	29、4、7、4	23
30	平 三 郎	25、5、7、2	26	65	与 助	18、3、1、1	
31	新左衛門	17、0、4	26	66	弥左衛門	17、4、6	
32	儀右衛門	21、0、4、1	26	67	大 宝 院	3、3、3、6	
33	半 助	37、3、5、5	26	68	小 走	2、2、9	
34	次 郎 助	24、5、1、8	37	69	村 地	2、8、2、5	
35	源 内	19、3、0、2	23				